

控除対象還付法人税額又は控除対象  
個別帰属還付税額の控除明細書

事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	法人名
------	--------------------	-----

第二十号様式別表二の五

事業年度又は 連結事業年度	控除対象還付法人 税額又は控除対象 個別帰属還付税額 ① 円	既に控除を 受けた額 ② 円	控除未済額 ①-② ③ 円	当期控除額 ④ 円	翌期繰越額 ⑤ 円
年 月 日から 年 月 日まで					/
年 月 日から 年 月 日まで					円
年 月 日から 年 月 日まで					
年 月 日から 年 月 日まで					
年 月 日から 年 月 日まで					
年 月 日から 年 月 日まで					
年 月 日から 年 月 日まで					
年 月 日から 年 月 日まで					
年 月 日から 年 月 日まで					
年 月 日から 年 月 日まで					
年 月 日から 年 月 日まで					
年 月 日から 年 月 日まで					
計					
当 期 分		/			
同 上 の う ち	中間期間において 生じた控除対象 還付法人税額	/			
	上記以外	/		/	
合 計		円		円	

**「控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書」  
(第 20 号様式別表 2 の 5) 記載要領**

- 1 この明細書は、当該事業年度の間中間期間（法人税法第 80 条第 5 項又は第 144 条の 13 第 11 項に規定する中間期間をいいます。以下同じです。）又は当該事業年度開始の日前 10 年（平成 30 年 3 月 31 日以前に開始した事業年度において生じたものについては 9 年。以下同じです。）以内に開始した事業年度若しくは中間期間（法人税法第 80 条第 7 項又は第 8 項に規定する欠損事業年度を除きます。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額及び当該事業年度開始の日前 10 年以内に開始した連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 3 条の規定（同法附則第 1 条第 5 号ロに掲げる改正規定に限ります。）による改正前の法人税法（以下「令和 2 年旧法人税法」といいます。）第 81 条の 31 第 5 項に規定する中間期間を含みます。以下同じです。）において生じた控除対象個別帰属還付税額について、法第 321 条の 8 第 23 項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号。以下「令和 2 年改正法」といいます。）附則第 13 条第 6 項において準用する法第 321 条の 8 第 26 項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第 20 号様式の申告書に添付してください。  
なお、市町村内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第 141 条第 1 号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第 20 号様式の申告書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記してください。
- 3 法第 321 条の 8 第 24 項又は令和 2 年改正法附則第 13 条第 6 項において準用する法第 321 条の 8 第 28 項に規定する被合併法人等の控除未済還付法人税額又は控除未済個別帰属還付税額（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が 2 以上あるときは、当該控除未済還付法人税額又は控除未済個別帰属還付税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）があるときは、当該控除未済還付法人税額又は控除未済個別帰属還付税額とこれらの規定の適用を受ける法人の控除対象還付法人税額又は控除対象個別還付税額とを区分し、それぞれ各事業年度若しくは各中間期間又は各連結事業年度ごとに記載します。

4 各欄の記載のしかた

<p><b>控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額</b> ①</p>	<p>当該事業年度開始の日前 10 年以内に開始した事業年度又は中間期間において法人税法第 80 条又は第 144 条の 13 の規定により欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額及び当該事業年度開始の日前 10 年以内に開始した連結事業年度において令和 2 年旧法人税法第 81 条の 31 の規定により連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額のうち当該法人に帰せられる額について、古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。 ※法第 321 条の 8 第 23 項又は令和 2 年改正法附則第 13 条第 6 項において準用する法第 321 条の 8 第 26 項の規定による控除は、控除対象還付法人税額の計算の基礎となった欠損金額に係る事業年度又は控除対象個別帰属還付税額の計算の基礎となった連結欠損金額に係る連結事業年度以後において、連続して第 20 号様式の確定申告書を提出していることが必要です。</p>
<p><b>控除未済額</b> ①—② ③</p>	<p>①の欄の金額から②の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。</p>

<p><b>当期控除額</b></p>	<p><b>④</b> 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(i)に掲げる金額が(ii)に掲げる金額 ((3)においては、それぞれ(i)に掲げる金額が(ii)に掲げる金額) を超えない範囲内で記載します。</p> <p>(1) 第20号様式を提出する法人 ((2)、(3)又は(4)に掲げる法人を除きます。)</p> <p>(i) この明細書の④の「合計」の欄の金額</p> <p>(ii) 第20号様式の①及び②の各欄の金額の合計額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額</p> <p>(2) 第20号様式別表1を提出する法人</p> <p>(i) この明細書の④の「合計」及び第20号様式別表2の6の⑤の「合計」の各欄の金額の合計額</p> <p>(ii) 第20号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額及び⑩の欄の金額の合計額を控除した金額</p> <p>(3) 第20号様式別表1の2を提出する法人</p> <p>(i) 恒久的施設帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人</p> <p>(i) この明細書の外国法人の恒久的施設帰属所得に係る④の「合計」の欄の金額</p> <p>(ii) 第20号様式別表1の2(i)の①及び②の各欄の金額の合計額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額</p> <p>(ii) 恒久的施設非帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人</p> <p>(i) この明細書の外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る④の「合計」の欄の金額</p> <p>(ii) 第20号様式別表1の2(ii)の①及び②の各欄の金額の合計額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額</p> <p>(4) 第20号様式別表1の3を提出する法人</p> <p>(i) この明細書の④の「合計」の欄の金額</p> <p>(ii) 第20号様式別表1の3の③の欄の金額から①の欄の括弧内の金額及び④の欄の金額の合計額を控除した金額</p>
---------------------	---

- この明細書はボールペンで記載してください。なお、温度変化により無色になるインキを用いたボールペンは使用しないでください。
- この明細書に記載された情報は、法人の同意や法令に定めがある場合を除いて、市税の課税や納税の目的以外には利用しません。